

議案第51号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																	
(名称及び位置等) 第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置等) 第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																	
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>障害児総合療育施設</td><td>さいたま市西区三橋6丁目1587番地</td></tr><tr><td>障害者福祉施設みのり園</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地	障害者福祉施設みのり園		[略]			<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>障害児総合療育施設</td><td>さいたま市西区三橋6丁目1587番地 (児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋6丁目1450番地1)</td></tr><tr><td>障害者福祉施設みのり園</td><td>さいたま市西区三橋6丁目1450番地1</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地 (児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋6丁目1450番地1)	障害者福祉施設みのり園	さいたま市西区三橋6丁目1450番地1	[略]		
名称	位置																		
障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地																		
障害者福祉施設みのり園																			
[略]																			
名称	位置																		
障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地 (児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋6丁目1450番地1)																		
障害者福祉施設みのり園	さいたま市西区三橋6丁目1450番地1																		
[略]																			
2～4 [略]		2～4 [略]																	

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。